

地域生活支援事業「特別支援事業」実施要領

1 対象事業※

- I 意思疎通支援事業関係特別支援事業
- II その他特別支援事業

※詳細は別添2のとおり。

2 協議について

上記事業については、別紙による協議書を提出すること。

(1) 提出方法

- ① 市町村（指定都市・中核市・広域連合等を含む。以下同じ。）は都道府県に協議書を提出し、各都道府県において管内市町村分をとりまとめの上、郵送にて提出する。
- ② 郵送による提出に加え、市町村は、都道府県に「別紙1-1 事業計画書及び所要額内訳書」についてメール送信し、都道府県は、「別紙1-2 事業計画書」によって管内市町村分をとりまとめの上、メールにて提出する。

(2) 期日

平成30年5月18日（金）必着

(3) 提出先及び問い合わせ先

① 提出先

住所：東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室地域生活支援係

メール：追ってお知らせいたします。

電話番号：03-5253-1111（代表）

② 事業内容に関する問い合わせ先

ア 別添2 I 及び II 1 について

情報・意思疎通支援係（内線3076）

イ 別添2 II 2、3、4 について

地域生活支援係（内線3075）

3 留意事項

- (1) 所要額の積算にあたっては、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、数量等を見込んで行うこと。
- (2) 意思疎通支援従事者養成研修促進事業等は、27年度からの第4期及び第5期障害福祉計画期間中における、事業実施の増（新規）を含んだ事業計画を補助対象とする。
なお、過去に採択された場合でも、年度毎に協議書等を提出する必要がある。
- (3) 以下の事業は協議の対象としない。
 - ・ 従前から地方単独事業として実施している事業
 - ・ 通勤、通学支援を目的として実施する事業
 - ・ 単に団体を維持するための管理費として使用する事業又はそれに類する事業
- (4) 原則として当初協議のみとするので、協議にあたっては、漏れのないようご留意頂きたい。

I 意思疎通支援事業関係特別支援事業

1 意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業

(1) 手話通訳士養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 研修内容

手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修又は、手話通訳士の知識・技能等の向上を図る現任研修を実施する。

(2) 手話通訳者養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 研修内容

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 平成 10 年 7 月 24 日障企第 63 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者については、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(3) 要約筆記者養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

要約筆記者の資格を目指す登録要約筆記奉仕員を対象として、要約筆記者の養成研修を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 平成 23 年 3 月 30 日障企自発 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了したものに対して、登録試験を行い、合格者については、本人の承諾を得て、要約筆記者として登録を行うこと。登録した要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の要約筆記活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

(4) 点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

点訳又は朗読に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員、登録朗読奉仕員を対象に、身体障害者福祉の概要や点訳又は朗読の役割・責務等についての理解、点訳又は朗読に必要な専門的な技能等の向上を図る現任研修を実施する。

2 意思疎通支援従事者養成研修促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市以外は、「奉仕員」のみ。）及び都道府県

イ 事業内容

地域生活支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）（別記8）の「手話奉仕員養成研修事業」、（別記13）の2の（1）の「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」、（別記11）の【社会参加支援】の（4）及び（別記18）の【社会参加支援】の（8）の「奉仕員養成研修事業」に基づき実施する事業に加え、次の促進事業に取り組む計画書を作成し実施する養成研修事業に対しては特別支援事業により補助する。

・ 人材養成促進事業

養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増（新規実施を含む）などに取り組む事業

ウ 留意事項

（ア） 計画書を作成しない養成研修については、実施要綱に掲げる各事業により引き続き補助を行うことになる。

（イ） 養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増などの既存事業から増加した事業分だけでなく、事業全体を補助対象とする。

（ウ） 第4期及び第5期障害福祉計画の期間中（平成27年度から平成32年度まで）に増加（新規実施）した分を補助対象とし、第4期及び第5期障害福祉計画の期間は補助対象とする。

3 意思疎通支援充実強化事業

（1）意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

意思疎通支援事業において、利用者ニーズに基づき効率的・効果的に適切な手話通訳者、要約筆記者の派遣が行われるよう、派遣コーディネーターに従事する者の業務の向上のため、手話通訳者、要約筆記者の派遣コーディネーターに関する知識等の習得を図る研修を実施する。

（2）手話通訳者設置促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

行政機関等における聴覚障害者への意思疎通支援体制を確保するため、手話通訳者を新たに設置する（設置数の増も含む。なお、タブレット端末による遠隔手話通訳サービスの導入は含まない。）又は近隣市町村が共同して設置する事業に対しては特別支援事業により補助する。

ウ 留意事項

（ア） 設置数の増による場合でも、既存事業の分も含め事業全体を補助する。

（イ） 第4期及び第5期障害福祉計画の期間中（平成27年度から平成32年度まで）に増加（新規実施）した分を補助対象とし、第4期及び第5期障害福祉計画の期間は補助対象とする。

（3）意思疎通支援広域派遣推進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

市町村域又は都道府県域を越える意思疎通支援の派遣対応を可能とするため、市町村域又は都道府県域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては特別支援事業により補助する。

4 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 事業内容

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者派遣事業従事者の資質向上を図る取り組みを支援する。

5 失語症者向け意思疎通支援者指導者養成特別支援事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 事業内容

一般社団法人日本言語聴覚士協会が実施する失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、失語症者向け意思疎通支援者の養成促進を図る取り組みを支援する。

6 盲ろう者社会参加等促進事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 事業内容

実施要綱（別記13）の2の（2）の「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」、（別記14）の2の（2）の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に基づき実施する事業に加え、次の促進事業に取り組む計画書を作成し実施する盲ろう者への支援事業に対しては特別支援事業により補助する。

（ア）通訳・介助員養成促進事業

養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増、技能等の向上を図る現任研修などに取り組む事業

（イ）通訳・介助員派遣利用促進事業

派遣回数・派遣時間の増、派遣利用者の増（新規利用）などに取り組む事業

（ウ）盲ろう者向け生活訓練等促進事業

盲ろう者を対象とする日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業

ウ 留意事項

（ア）前記イの（ア）については、平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

（イ）計画書を作成しない盲ろう者への支援事業については、実施要綱に掲げる各事業により引き続き補助を行うことになる。

（ウ）養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増、派遣時間増などの既存事業から増加した事業分だけではなく、事業全体を補助対象とする。

（エ）第4期及び第5期障害福祉計画の期間中（平成27年度から平成32年度まで）に増加（新規実施）した分を補助対象とし、第4期及び第5期障害福祉計画の期間は補助対象とする。

7 失語症者向け意思疎通支援モデル事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）

イ 事業内容

（ア）失語症者向け意思疎通支援者の養成

平成28年度に作成した失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（以下、「養成カリキュラム」という。）の必須科目（講義12時間、実習28時間）を基本として、支援者の養成を実施する。

（イ）失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面等について派遣を実施する。

ウ 留意事項

- (ア) 事業実施内容の検証のため、実績報告の他に別途実施状況等について報告を求める可能性がある。
- (イ) 前記イの(ア)を実施するに当たっては、養成カリキュラムを基本とするが、各地域の状況や利用者ニーズに応じ、各自治体の判断で構成を変更することは差し支えない。
- (ウ) 前記イの(イ)の派遣は行わず、前記イの(ア)の養成だけの実施でも差し支えない。
- (エ) 各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
- (オ) 失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

II その他特別支援事業

1 障害者情報支援促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

行政機関等における視聴覚障害者等への情報支援体制の充実を図るため、情報通信機器等を活用した障害者への情報支援に取り組む計画書を作成し実施する促進事業に対しては特別支援事業により補助する。

(例)

- ・ 視覚障害者への「地域情報」の提供を推進するため、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を活用して、地域情報を収集・登録・発信する人材の育成、必要な機器整備などの地域情報推進体制を構築、運営する事業。

2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を図る取り組みを支援する。

ウ 留意事項

当該研修の受講料（実習費、テキスト代、保険料を含む。）については、補助対象外とする。

3 盲人ホーム事業（A型）

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業に加え、次の事業に取り組む計画書を作成した盲人ホーム（以下、「盲人ホームA型」という。）に対しては特別支援事業により補助する。

(ア) 特別支援学校連携等事業

卒業後の一定期間、実務的な臨床研修を経験する機関として活用を図るなど、特別支援学校（盲学校）との連携強化に取り組む事業

(イ) 技術支援・生活支援事業

地域のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の資格を有する視覚障害者等に

対する技術支援・生活支援を行う事業（あはき技術の向上、歩行・調理・接遇等の生活訓練等）

(ウ) 就業促進等事業

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、幅広く就労に関する情報を提供するなどして就労先を積極的に開拓する事業

ウ 留意事項

計画書を作成しない場合は、実施要綱（別記 11 及び別記 18）に掲げる「盲人ホームの運営」により引き続き補助を行うことになる。

4 その他特別支援事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

当該地域の特性に配慮した障害者の多様なニーズに対応するため、又は複数の自治体が共同して実施する効果的・効率的な事業などで特別に支援する必要がある事業に対し補助する。

<事業のイメージ>

- ・ 地域住民の助け合いを活かした離島、中山間地域の特性に応じた取り組み
- ・ 単独の自治体では対応できないため、複数の自治体が共同して効率的に実施する事業
- ・ 利用者が通常より多くの利用料を負担するなどによって、これまで事業化が困難だった特別なニーズへの取り組み 等

ウ 留意事項

既存の社会資源を活用するなど、効率的な実施を図ること。